

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 一般契約</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p> <p>第11条 IP通信網の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>2 一般契約者は、IP通信網契約（第3種契約を除きます。）締結の際に、IP通信網サービスに係る事業者変更（電気通信番号を変更することなく、IP通信網サービスの提供を受ける事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。</p> <p>ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第12条～第17条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年11月8日経企第2807号)</p> <p>この改正規定は、令和5年11月15日から実施します。</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 一般契約</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p> <p>第11条 IP通信網の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>2 一般契約者は、IP通信網契約（第5条（IP通信網サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が10Gタイプに係る一般契約及び第3種契約を除きます。）締結の際に、IP通信網サービスに係る事業者変更（電気通信番号を変更することなく、IP通信網サービスの提供を受ける事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。</p> <p>ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第12条～第17条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p>

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第10章 (略)</p> <p>第11章 料金等</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 相互接続通信に係る料金等の取扱い</p> <p>(相互接続通信に係る料金等の取扱い)</p> <p>第49条 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国際通信に係る相互接続通信は、<u>KDDI株式会社</u>に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その契約者回線からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその契約者の契約者識別番号等を<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社</u>に通知し、<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信設備</u>により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第12章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表6 (略)</p> <p>附 則 (令和5年11月8日経企第2807号)</p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>1 この改正規定は、令和5年11月15日から実施します。</p> <p><u>(国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いに係る経過措置)</u></p> <p>2 この改正規定実施の際に、改正前の規定により当社が行っている国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いについては、当社がその取扱いに係る契約者の契約者識別番号等を<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社</u>に通知することにより、継続してその国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。</p>	<p>第1章～第10章 (略)</p> <p>第11章 料金等</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 相互接続通信に係る料金等の取扱い</p> <p>(相互接続通信に係る料金等の取扱い)</p> <p>第49条 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国際通信に係る相互接続通信は、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その契約者回線からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその契約者の契約者識別番号等を<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>に通知し、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備</u>により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第12章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表6 (略)</p>